

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

1. 制度の概要

●背景

令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」において、すべての子どもが育ちの機会を保障される社会の実現を目指し、保護者の就労状況にかかわらず利用できる「こども誰でも通園制度」の創設が明記されました。

令和 6 年度には、児童福祉法および子ども・子育て支援法が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が位置づけられ、令和 8 年度からは、法律に基づく新たな給付制度として全国の自治体で本格実施されます。

これに伴い、佐倉市においても当該給付制度の実施に向けて、準備を進めております。

●対象となるこども

0 歳 6 か月～満 3 歳未満で保育所等に通っていないこども

●利用時間

月 10 時間まで

●利用料

1 時間あたり 300 円（暫定）

●実施施設（市内）

- ・ 臼井保育園
- ・ 志津保育園
- ・ 北志津保育園
- ・ 根郷保育園

2. スケジュール

R8. 1/15～ 認定申請受付開始

R8. 4 月 公立 4 園（臼井、志津、北志津、根郷）で利用開始